

第 1 章 審査の基本方針と審査の流れ

1101 審査基準及び審査基準に関連する拒絶理由等の
適用時期について

[審査基準](#)及び[審査ハンドブック](#)の適用時期を[表 1](#)に示す。また、[審査基準](#)に関連する拒絶理由及び補正の却下の理由の適用時期を[表 2](#)に示す。

表 1：審査基準及び審査ハンドブックの適用時期

法律	平成2年法	平成5年法	平成6年法	平成11年法	平成14年法	平成15年法	平成16年法	平成18年法	平成20年法	平成23年法	平成27年法	平成30年法	平成28年法
施行日	平成2年12月1日～	平成6年1月1日～	平成7年7月1日～	平成12年1月1日～	平成14年9月1日～	平成16年1月1日～	平成17年4月1日～	平成19年4月1日～	平成21年4月1日～	平成24年4月1日～	平成28年4月1日～	平成30年6月9日～	平成30年12月30日～
法改正のポイント	*要約書の採用	*補正の範囲の適正化 *新実用新案制度の導入	*外国語書面出願制度の導入 *明細書の記載要件の緩和	*29条（外国公知・公用、電気通信回線を通じて公衆に利用可能） *特許存続期間の延長登録制度の見直し	*先行技術文献情報開示制度の導入 *「物」にプログラムが含まれることの明確化 *明細書と特許請求の範囲の分離（H15年7月1日～）	*発明の単一性	*実用新案登録に基づく特許出願制度の導入 *実用新案登録の訂正の許容範囲の拡大	*発明の特別な技術的特徴を変更する補正の禁止 *分割の時期的制限の緩和 *分割制度の濫用防止 *外国語書面出願の翻訳文提出期間の延長	*不服審判請求期間の拡大	*発明の新規性喪失の例外規定の見直し *冒認出願の先願の地位に係る規定の見直し	*先願参照出願制度の導入	*発明の新規性喪失の例外規定の見直し	*期間補償のための特許権の存続期間の延長の導入（R2年3月10日以降の特許出願に係る特許権が対象）
審査総論	第I部 審査総論（※）第II部以降の審査基準に関する記載については、以下の適用時期に従う。												
明細書及び特許請求の範囲	第II部 第1章 発明の詳細な説明の記載要件 第II部 第1章 第3節 先行技術文献情報開示要件 第II部 第2章 特許請求の範囲の記載要件 旧審査基準 第1部 第2章 出願の単一性の要件 第II部 第3章 発明の単一性												
特許要件	第III部 特許要件												
明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	旧審査基準 第III部 明細書等の補正 第IV部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正 第IV部 第3章 発明の特別な技術的特徴を変更する補正												
優先権	第V部 優先権												
特殊な出願	産業別審査基準出願の分割(改訂) 第VI部 第1章 特許出願の分割 第VI部 第1章 第2節 第50条の2の通知 第VI部 第2章 出願の変更 第VI部 第3章 実用新案登録に基づく特許出願 第VI部 第4章 先願参照出願												
外国語書面出願	第VII部 外国語書面出願												
国際特許出願	第VIII部 国際特許出願												
特許権の存続期間の延長	第IX部 特許権の存続期間の延長 第IX部 第1章 期間補償のための特許権の存続期間の延長（特許法第67条第2項） 第IX部 第2章 医薬品等の特許権の存続期間の延長（特許法第67条第4項）												
実用新案	（基本的には特許と同じ） 第X部 実用新案												
特定技術分野	審査ハンドブック附属書B 第1章 コンピュータソフトウェア関連発明 「記録媒体」クレームに関する部分、「2. 1 発明該当性」（平成9年4月1日以降の出願） 「プログラム」クレームに関する部分（平成13年1月10日以降の出願） 審査ハンドブック附属書B 第2章 生物関連発明 審査ハンドブック附属書B 第3章 医薬発明												

審査基準は、基本的には平成7年7月1日以降の出願に適用される。ただし、その後の法改正、運用変更等に伴い、追加・改訂された部分については、適用される出願に限られる場合がある。また、従前の法令の解釈あるいは運用を明確化した部分も含まれていることから、平成6年法施行前にされた出願等の取扱いに際しても参考に供されるものである。

表 2：審査基準に関連する拒絶理由及び補正の却下の理由の適用時期

法律		平成2年法	平成5年法	平成6年法	平成10年法	平成11年法	平成14年法	平成15年法	平成16年法	平成18年法	平成23年法				
施行日		平成2年12月1日～	平成6年1月1日～	平成7年7月1日～	平成11年1月1日～	平成12年1月1日～	平成14年9月1日～	平成16年1月1日～	平成17年4月1日～	平成19年4月1日～	平成24年4月1日～				
拒絶理由	実施可能要件	36条4項				36条4項1号(*9)									
	発明の詳細な説明の記載要件	委任省令要件				36条4項2号(*9)									
		先行技術文献情報開示要件													
	特許請求の範囲の記載要件	サポート要件	36条5項1号、6項		36条6項1号(*4)										
		明確性要件	36条5項2号、6項		36条6項2号(*4)										
		簡潔性要件			36条6項3号(*4)										
		特許請求の範囲の委任省令要件	36条5項3号、6項		36条6項4号(*4)										
	発明の単一性	37条								(*10)					
	発明該当性及び産業上の利用可能性	29条1項柱書													
	新規性	29条1項					(*8)								
進歩性	29条2項					(*8)									
拡大先願	29条の2		(*1)												
先願	39条1項～4項				(*7)			(*11)		(*13)					
不特許事由	32条			(*5)											
新規事項を追加する補正				17条2項(17条の2第2項含)(*2)		17条の2第3項(*6)									
発明の特別な技術的特徴を変更する補正											17条の2第4項(*12)				
補正の却下の理由	目的外補正	請求項の削除			17条の2第3項1号(*3)		17条の2第4項1号			17条の2第5項1号(*12)					
		特許請求の範囲の限定的減縮			17条の2第3項2号(*3)		17条の2第4項2号			17条の2第5項2号(*12)					
		誤記の訂正			17条の2第3項3号(*3)		17条の2第4項3号			17条の2第5項3号(*12)					
		明瞭でない記載の釈明			17条の2第3項4号(*3)		17条の2第4項4号			17条の2第5項4号(*12)					
独立特許要件				17条の2第4項、126条3項(*3)		17条の2第5項、126条5項					17条の2第6項、126条7項(*12)				
拒絶理由	外国語書面出願	翻訳文新規事項		17条の2第3項(*6)			49条6号								
		原文新規事項		49条5号(*6)											
法改正のポイント		・要約書の採用	(*1)実用新案制度の公告公報・公開公報の廃止に伴い、実用新案掲載公報が発行されたものが対象となった。	(*2)補正の範囲の適正化(新規事項)	(*3)最初の拒絶理由通知と最後の拒絶理由通知の制度の導入	(*4)明細書の記載要件の緩和	(*5)不特許事由の対象の縮小減少(原子核変換物質)(避及適用)	(*6)外国語書面出願制度の導入	(*7)39条5項において拒絶確定出願・放棄された出願に先願の地位がなくなった。	(*8)新規性を阻却する事由として、外国で公知・公用となった発明、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明の追加	(*9)先行技術文献情報開示制度の導入	(*10)発明の単一性の法改正	(*11)実用新案登録に基づく特許出願制度の導入に伴い、39条4項が改正され、実用新案登録に係る考案と同一の発明を出願できるようになった。	(*12)発明の特別な技術的特徴を変更する補正の禁止の制度の導入	(*13)39条6項が削除され、冒認出願も先願の地位を有することとなった。